

横浜町過疎地域持続的発展計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

青森県上北郡横浜町

目次

第1節 基本的な事項

1. 横浜町の概況	1
ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ. 過疎の状況	1
ウ. 社会経済発展の方向の概要	2
① 地域の経済的立地特性	2
② 「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」との整合性	2
③ 社会、経済発展の方向	2
2. 人口及び産業の推移と動向	3
3. 町行財政の状況	6
ア. 行財政の状況	6
イ. 施設整備水準等の状況	7
4. 地域の持続的発展の基本方針	9
5. 地域の持続的発展のための基本目標	9
6. 計画の達成状況の評価に関する事項	10
7. 計画期間	10
8. 公共施設等総合管理計画との整合	10

第2節 具体的な事業計画

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
2. 産業の振興	13
3. 地域における情報化	19
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	21
5. 生活環境の整備	23
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	27
7. 医療の確保	31
8. 教育の振興	32
9. 集落の整備	35
10. 地域文化の振興等	36
11. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	38
事業計画(令和3年度から令和7年度)過疎地域自立促進特別事業分	39

第1節 基本的な事項

1. 横浜町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

横浜町は、下北半島の首位部、陸奥湾に面した臨海山村である。東西 12km、南北 23km、周囲 68km で 126.38 km²を有し、東部は下北半島の背深山脈を隔て東通村、六ヶ所村と対応し、北はむつ市、南は野辺地町と接している。海岸線からしだいに丘陵地帯となり、山林を形成し、町の面積の約 40%を国有林が占めている。

本町の気象概況は東北型日本海側気候に属し、夏には南東風が多く、また、冬には北西の風が強い。特に初夏の低温と濃霧を伴う偏東風（ヤマセ）が長く続く場合は、低温・日照不足により農作物の生育に悪影響を及ぼす。冬の降雪量は、年々減少傾向にあるが、偏西風による吹雪により国道 279 号の交通に障害を与えることもある。

明治 11 年（1878 年）郡制施行により上北郡となり、野辺地戸長役場の管内にあったが、明治 12 年（1879 年）分裂願許可により、横浜村戸長用所となり、改称して横浜村戸長役場が寺下の地に開かれた。明治 22 年（1889 年）市町村制施行により「横浜村」として立村され、以来 12 代村長によって施政が行われたが、昭和 33 年（1958 年）町制を施行し「横浜町」となり、現在に至っている。

本町は、主要幹線道路として国道 279 号線が南北に、町中心部には国道と連結した県道が東側に走り周辺市町村と結ばれている。これらを基幹として、町道が接続する形で道路網が形成され、生活圏の形成に重要な役割を果たしている。また、下北半島縦貫道路の整備も順次進められており、広域的な交通条件の向上が期待されている。

本町の主産業は「第一次産業」で、野菜（主に根菜類）や水稻、酪農、肉用牛、養豚、養鶏の農業、ホタテ養殖等の水産業等が行われている。また、平成 11 年に開設した道の駅よこはま「菜の花プラザ」には町内外から来客が多く訪れ、大型バスや長距離ドライバーの休憩所としても利用されており、下北半島への玄関口として高く認知されている。

イ 過疎の状況

本町の人口は昭和 35 年において 7,742 人であったものが、平成 27 年には 4,535 人で 3,207 人の減少となっている。また、過疎指定要件とされる昭和 45 年から平成 7 年までの 25 年間の人口減少率が 19%となり平成 12 年 4 月 1 日に過疎地域として公示された。

これまでの過疎対策では、道路の舗装事業、橋梁の点検補修事業、漁港整備事業、保育所・小学校・中学校のスクールバス事業等、社会基盤や定住環境の整備に努めているが、人口減少や少子高齢化は依然として進行していることから、住民と行政とが力を合わせ、地域の資源を生かし、創意工夫を重ねながら魅力と活力あるまちづくりを推進する施策の展開が必要となる。

ウ 社会経済発展の方向の概要

①地域の経済的立地特性

本町を縦貫する国道 279 号（通称：はまなすライン）は、国道 4 号と下北半島を結ぶ基幹道路で、その重要性を増している。また、平成 6 年には地域高規格道路として「下北半島縦貫道路」が計画路線指定を受け、平成 29 年には「横浜吹越インターチェンジ」が完成し、引き続き全線の早期開通が待たれている。

鉄道は、JR 大湊線が国道 279 号と平行して南北に縦貫しており、本町はその中心に位置する。JR 大湊線は、南は青い森鉄道の野辺地駅と、また、北は JR 大湊線終着駅の大湊駅と連結している。

②「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」との整合性

青森県では平成 30 年度において「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」を策定し、めざす姿の具体像として、次の 4 つの分野ごとに例示している。

県民一人ひとりの経済的基盤の確立（生業（なりわい）づくり）を実現するための「産業・雇用」分野、心の豊かさや命・健康・環境など、暮らしやすさを守り、発展させていくという「生活」面の充実を実現するための「安心・安全、健康」分野と「環境」分野、あらゆる分野で根幹をなす人材を育成するための「教育、人づくり」分野。また地域別計画では、上北地域における 2030 年における地域のめざす姿として「戦略的な農林水産業が展開される地域」「強みを生かした魅力的な産業が育まれている地域」「地域ぐるみで実現する安全・安心な共生社会」「地域を守り育てていく『上北人』が活躍する地域」を目指す。

③社会、経済発展の方向

地域社会全体の安定を図るため、更に企業誘致に力を入れ、安定した就業場所の確保と、第 1 次産業である農林漁業の産業振興を図りつつ、自然と共に存・調和のとれた観光への取り組み強化と、地域社会の基盤となるコミュニティの主体性を前面に打ち出し、住民と行政とが力を合わせ、創意工夫を重ねながら、魅力と活力あるまちづくりを推進する。

2. 人口及び産業の推移と動向

本町の国勢調査人口は、昭和 35 年の 7,742 人が、昭和 50 年は 7,047 人（9.0% 減）、平成 2 年は 6,126 人（13.1% 減）、平成 17 年は 5,097 人（16.8% 減）、平成 27 年は 4,535 人（7.1% 減）と減少を続けている。また、本町における年齢構成比率において 0 歳～14 歳の年少人口比率は昭和 35 年で 41.6% であったものが、平成 27 年には 9.8% と大きく減少している。一方、65 歳以上の高齢化比率は 4.9% から 36.4% となっており、死亡数は年間 80 人程度へ増加し、過疎化・少子高齢化が進行している状況にある。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計に準拠した将来推計を行ったところ、平成 27 年の人口が 4,535 人から令和 42 年になると 1,721 人となると推計している。これを年率換算におすと、毎年約 1.4% ずつ人口が減少する見込みとなる。また、推計に基づいて人口を年齢構成別にみると、65 歳以上の人口が総人口に占める割合は、平成 27 年では 36% だが、令和 42 年には 54% になり、45 年間で 18% 増えると推計している。財政負担の中心的な役割を果たす 15～64 歳の人口が総人口に占める割合は、平成 27 年の 54% から令和 42 年には 41% になり、13% 減ると推計している。平成 27 年の国勢調査では 65 歳以上の人口の割合は 36.4% で、15～64 歳の人口の割合は 54% を下回る 53.8% となっているので、推計よりも若干早いスピードで進んでいる。

本町の主産業は第 1 次産業となっているが、国勢調査の産業別人口の動向を見ると、第 1 次産業の就業人口は昭和 35 年の 2,933 人に対し平成 27 年は 753 人と減少している。農業次世代人材投資事業等による新規就農者の確保対策により世代交代が円滑に進み農・漁業離れに歯止めがかかっているが、あくまで一過的なものであり、今後は高齢化による 1 次産業の就業人口の減少は続くことが予想される。第 2 次産業の就業人口は、昭和 35 年の 215 人に対し平成 27 年は 580 人と増加している。第 3 次産業の就業人口は、昭和 35 年の 551 人に対し平成 27 年は 947 人と増加している。

表 1-1 (1) 人口の推移

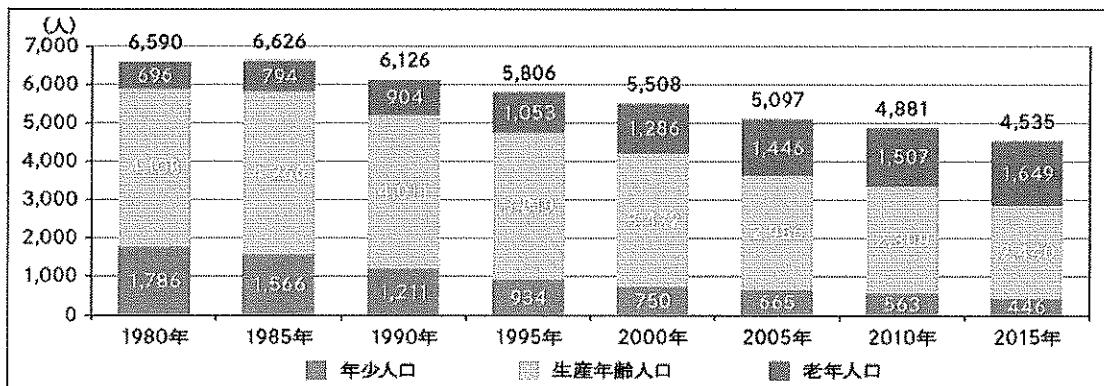
区分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 7,742		人 7,047	% △9.0	人 6,126	% △20.9	人 5,097	% △34.2	人 4,535	% △41.4
0 歳～14 歳	3,222		1,995	△38.1	1,211	△62.4	665	△79.4	446	△86.2
15 歳～64 歳	4,140		4,433	7.1	4,011	△3.1	2,986	△27.9	2,440	△41.1
うち 15 歳 ～29 歳(a)	1,817		1,542	△15.1	996	△45.2	698	△61.6	558	△69.3
65 歳以上(b)	380		619	62.9	904	137.9	1,446	280.5	1,649	333.9
(a)/総数 若年者比率	% 23.5		% 21.9	—	% 16.3	—	% 13.7	—	% 12.3	—
(b)/総数 高齢者比率	% 4.9		% 8.8	—	% 14.8	—	% 28.4	—	% 36.4	—

「出典：国勢調査」

■過去からの人口推移

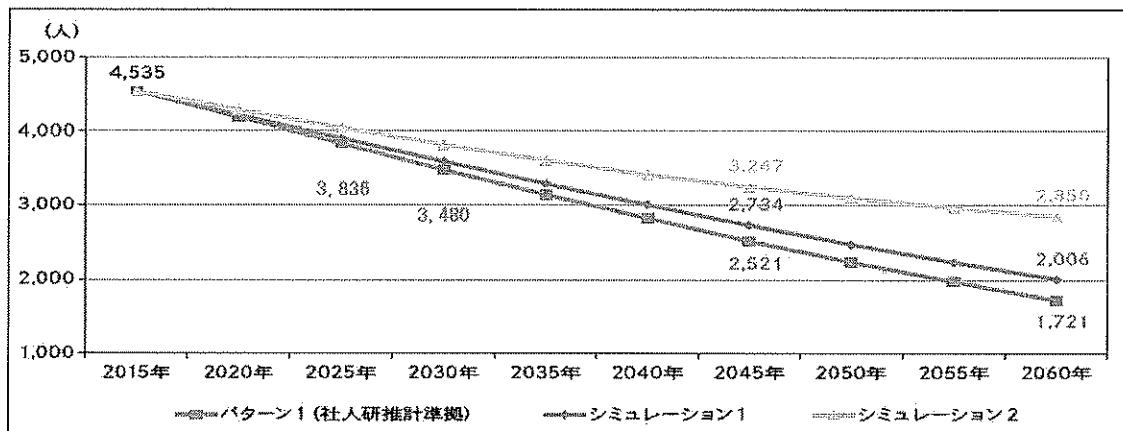
(単位：人)

【総人口と年齢3区別人口の推移】



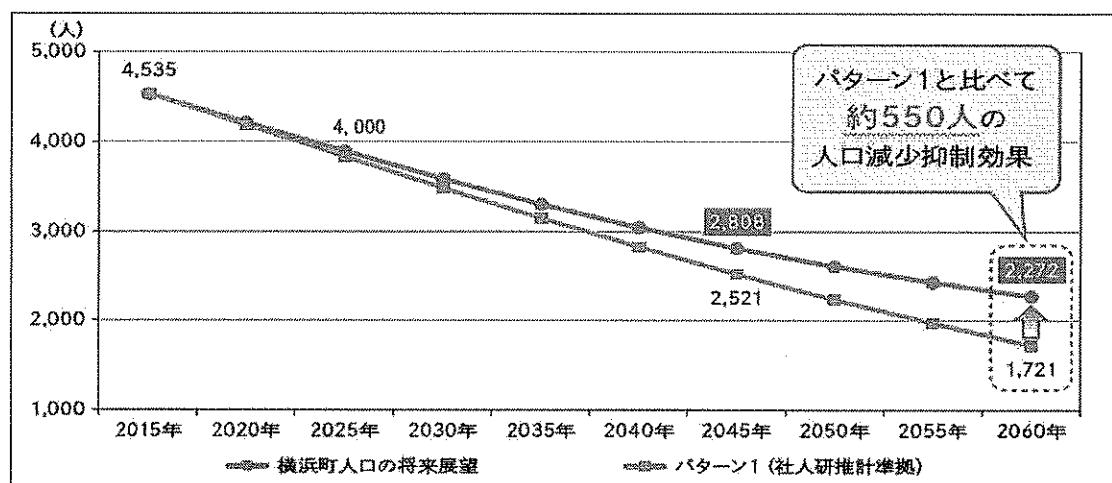
「出典：横浜町人口ビジョン及び総合戦略（令和3年3月）」

■将来人口の推計（平成27年→令和42年）



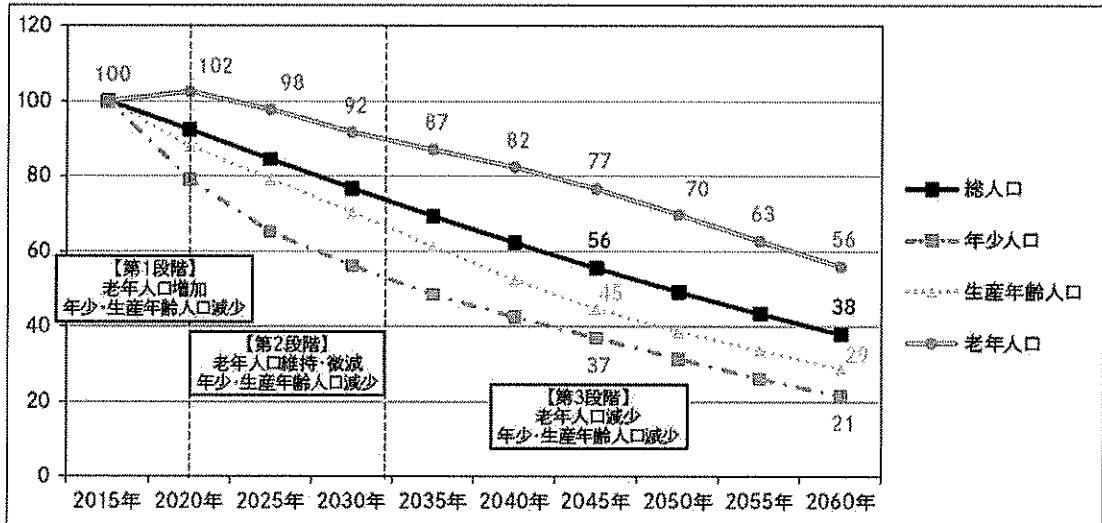
「出典：横浜町人口ビジョン及び総合戦略（令和3年3月）」

■人口の将来展望



「出典：横浜町人口ビジョン及び総合戦略（令和3年3月）」

■人口と年齢階層割合の推移（平成 27 年→令和 42 年）



「出典：横浜町人口ビジョン及び総合戦略（令和 3 年 3 月）」

表 1-1 (2) 産業別人口の動向

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,699	人 3,219	% △13.0	人 3,015	% △18.5	人 2,527	% △31.7	人 2,280	% △38.4
第一次産業 就業人口	2,933	1,796	△38.8	1,227	△58.2	743	△74.7	753	△74.3
第二次産業 就業人口	215	621	188.8	859	299.5	735	241.9	580	169.8
第三次産業 就業人口	551	802	45.6	929	68.6	1,049	90.4	947	71.9

「出典：国勢調査」

3. 町行財政の状況

ア 行財政の状況

①歳入の特性

a. 岁入は依存財源が主体である

本町の財政状況は次表のとおりであるが、令和元年度の決算における歳入総額は 48 億 4,857 万 2 千円で平成 27 年度の 51 億 5,811 万 2 千円に比べ、4 年間で 3 億 954 万円の減少となっている。その構成内訳は、地方交付税 13 億 6,148 万円 28.1%、県支出金 12 億 5,416 万 4 千円 25.9%、国庫支出金 3 億 4,537 万 7 千円 7.1%、町債 5 億 690 万円 10.5% となっている。

b. 岁入に占める町税の比率は 1 割である

令和元年度において歳入全体の約 1 割を占める町税は 6 億 2,781 万 5 千円 12.9% で、その内訳は、固定資産税 59.3%、町民税 32.0% が主なものとなっている。

②歳出構成及び財政力等

歳出の内訳は、農林水産費 12.6%、民生費 38.8%、総務費 12.6%、公債費 6.9%、教育費 6.6%、土木費 7.1%、衛生費 6.1%、消防費 6.4% などとなっている。また、経常経費については 22 億 7,281 万 1 千円、経常収支比率 94.0%、実質公債費比率 5.9%、将来負担比率一%、財政力指数 0.361 となっている。同じく令和元年度における地方債の現在高についても 37 億 4,606 万 4 千円となっている。今後、経済や社会情勢の変化に伴い、行政ニーズがさらに多様化していくことが予想されるとともに、長期にわたる景気低迷、少子高齢化による人口減少により、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが見込まれる。

表 1－2 (1) 町財政の状況

[単位：千円]

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	3,902,994	5,158,112	4,848,572
一般財源	2,246,154	2,446,992	2,103,958
国庫支出金	251,845	303,312	345,377
都道府県支出金	857,897	1,607,083	1,254,164
地方債	309,700	224,800	506,900
うち過疎対策事業債	96,800	70,600	390,200
その他	237,398	575,995	638,173
歳出総額 B	3,819,769	5,106,560	4,785,793
義務的経費	1,298,095	998,096	1,242,337
投資的経費	726,564	1,596,191	1,695,343
うち普通建設事業	726,564	1,596,191	1,695,343
その他	1,506,288	2,443,983	1,455,761
過疎対策事業費	288,822	68,290	392,352
歳入歳出差引額 C (A-B)	83,225	51,552	62,779
翌年度へ繰越すべき財源 D	16,248	19,883	0
実質収支 C-D	66,977	31,669	62,779
財政力指数	0.236	0.225	0.361

公債費負担比率	14.6	13.8	15.4
実質交債費比率	10.8	5.5	5.9
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	90.0	82.0	94.0
将来負担比率	64.8	-	-
地方債現在高	3,398,730	3,239,026	3,746,064

「出典：地方財政状況調査」

イ 施設整備水準の状況

本町の公共施設については、町長部局で 84 棟が管理されており、児童福祉施設（児童館、ふれあいセンター、にこにこセンターなど）や観光施設（砂浜海岸、コテージ、公園、自然苑など）、消防施設（各消防団消防車庫など）が主なものとなっている。教育委員会部局としては、小・中学校及び教員住宅など 18 棟の施設が管理されており、町長部局とあわせて 102 棟の公共施設が整備されている。この他の主要公共施設等の整備状況については、次の表のとおりである。

表 1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年 年度末
市町村道					
改 良 率 (%)	9.9	35.6	49.7	51.2	53.2
舗 装 率 (%)	30.4	52.5	64.6	64.8	66.4
農道					
延長 (m)					
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	129.9	129.1	309.261	312,446	311,703
林道					
延長 (m)					
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	3.3	4.7	10,984	10,984	10,984
水 道 普 及 率 (%)	1.5	53.1	60.2	73	77
水 洗 化 率 (%)	-	-	8.8	18.8	48.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	2.7	2.3	2.5	0.0	0.0

「出典：公共施設状況調査」

(注)1 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成 22 年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。

$$\text{改良率} = \text{改良済延長} / \text{実延長}$$

$$\text{舗装率} = \text{舗装済延長} / \text{実延長}$$

3 上記区分のうち平成 12 年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成 22 年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の3月31日現在とする。また、AからHまでについては公共施設状況調べの記載要領に、Iについては一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

$$\text{水洗化率} = (A+B+C+D+E+F+G+H+I) / J$$

A：横浜町の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：横浜町の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：横浜町の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D：横浜町の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E：横浜町の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F：横浜町の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G：横浜町のコミュニティ・プラント処理人口

H：横浜町の合併処理浄化槽処理人口

I：横浜町の単独処理浄化槽処理人口（※）

J：横浜町の住民基本台帳登載人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値。

5 上記表1-2(2)の「水洗化率」について、昭和55度末、平成2年度末は資料が存在しないため「-」としている。

4. 地域の持続的発展の基本方針

令和 3 年 3 月策定の「第 6 次横浜町総合振興計画」は、住民の意見を最大限に取り入れ、6 項目の基本目標を実現するために、全 25 項目の施策メニューにより策定されている。また、本町を取り巻く社会環境は、人口減少や少子高齢化の進展、経済の低迷、国・地方の財政悪化、環境問題の深刻化等大きく変化しており、このような外部環境の変化は、本町においても、人口減少や少子化に続き、財政的にも厳しい状況が続いている。長期的に安定したまちづくりを進めていくためには、これまで以上に知恵と工夫を結集させて取り組んでいくことが強く求められている。地方分権改革が進む中、各自治体においては、「自己決定」、「自己責任」に基づく自立した行政経営が求められており、町民と行政とが力を合わせ、地域の資源を生かし、創意工夫を重ねながら魅力と活力あるまちづくりを推進し、全国、世界に通用する「確かな地域力」を育んでいく必要がある。

令和 2 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2020」では、出生数の減少は急速に進んでおり、死亡数の増加を背景に 2008 年をピークに人口が減少局面に入っていると定義している。横浜町における人口動態は、若年人口の減少が加速化するとともに、老年人口が維持から微減に減少する状態となっており、このような事態への対策は必須なものと言える。また、「青森県過疎地域持続的発展指針」では、「経済をまわす」仕組みづくりや「青森県型地域共生社会」の実現などに向けた取組により、「生業」と「生活」が好循環する「生活創造社会」を目指す姿とした基本計画を策定し、持続可能で豊富な地域資源を生かした魅力ある青森県づくりを進めることとしている。

これらを踏まえ、横浜町がバランスの取れた地域として自立し過疎から脱却するために、本町の現状と課題ならびに経済、社会の発展方向の基本理念として「一人ひとりが輝き、活躍するまちづくり」、「横浜町の地域資源の価値を高め、確かな地域力を生むまちづくり」、「人を育み、支え合いながら成長していくまちづくり」の 3 点を重点に置いて各種施策に取り組み町の持続的発展を目指す。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

地域の活性化と持続的発展を果たしていくためには、人口減少に歯止めをかけるための対策が必要である。社人研の将来人口推計によると、平成 27 年の人口は 4,535 人だが、令和 7 年には 3,836 人（15.4% 減）、令和 12 年には 3,480 人（23.3% 減）になり、令和 42 年には 1,721 人となると予想されているが、令和 3 年 3 月策定の「第 2 期横浜町人口ビジョン及び横浜町総合戦略」に基づいた各種取組の成果により、人口の減少を 2,272 人まで抑制できると見込まれる。この推計に基づき、本計画の最終年である令和 7 年度末における目標人口を 4,000 人として以下の基本目標へ取り組む。

社会増減については、

- ・地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする。
- ・地方への新しい人の流れをつくる。

自然増減については

- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える。
- ・時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する。

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、横浜町人口ビジョン・総合戦略審議会（町職員、町議員、地方行政職員、町内団体職員、町内団体役員、金融機関職員、学識経験者）により毎年度評価する。

7. 計画期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

本町は、人口増加や経済発展に伴う町民のニーズに応えるため、昭和50年代から公共施設等への集中的な投資を行ってきた。しかし、人口減少社会への対応、特に生産年齢人口の縮小による地方税の減少など、厳しい財政状況等に縦じて老朽化が進み、大規模な修繕や更新が見込まれる多数の公共施設等をこのままの状態で維持していくことは困難である。このような状況を踏まえ、本町は「横浜町公共施設等総合管理計画」を策定し、必要な施設機能の維持に配慮しながら保有総量の縮減を図るなどの基本方針を定めたところである。

①公共施設等の管理に関する基本方針

a. 総量の適正化

少子高齢化による人口減少や厳しい財政状況を勘案すると、既存の公共施設等を今後も同規模で維持していくことは厳しい状況であるため、必要な行政サービス水準を考慮しつつ、除却や統合・複合化を行い、今後20年間で保有する公共施設の延床面積を25%縮減することを目指す。

b. 長寿命化の推進

既存施設を少しでも長く利活用していくために、定期的な点検や修繕による予防保全に努め、長寿命化を図りライフサイクルコストの縮減をする。

c. 民間事業者や県・近隣自治体との連携

施設管理者制度やPFIなど民間活力の活用を検討し、施設の整備、更新、維持管理、運営における公民連携を図り、財政負担の軽減と効果的・効率的なサービスの提供に努めます。また、県や近隣自治体との広域連携を一層進めていき、広域的な視点から必要な公共施設等の保有量を検討する。

本計画におけるすべての公共施設等の整備については、横浜町公共施設等総合管理計画に適合するものであり、上記の基本方針に基づき、公共施設等の整備・維持管理を図る。

第2節 具体的な事業計画

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

①移住・定住

本町の人口は、少子化や転出超過などから人口減少が続いている。その要因として、本町には大学や専門学校が無いことや、就職先が少ないことがあげられ、修学や就業の機会を求めて町外へ転出する傾向がある。また、過疎化により増加した空き家が、景観上及び防犯、防災上、問題となっているが、中には利活用が可能なものもあるため、移住・定住のための環境整備という面からも、利活用が必要である。

横浜町では、少子高齢化・人口減少による自主財源の減少などにより、単一の市町村では困難となってきた取組に対して、本町を含め近隣 10 市町村にて、上十三・十和田湖広域定住自立圏を形成し、将来像の実現に向け、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」という観点から、「医療」「福祉」「教育」「産業振興」「防災・消防」「ライフライン」「消費生活」「地域公共交通」「インフラ整備に関する要望活動等」「公共施設」「文化・芸術」「移住・交流」「人材育成」の分野で広域連携の取組を推進していく必要がある。

②地域間交流の促進

本町はこれまでに「菜の花の町よこはま」として、他県や他市町村との交流を続け、お互いの街を PR 活動して良好な関係を保っている。スポーツにおいても秋田県能代市とマラソンを介して青少年を含めた交流活動が行われている。このほか、地域づくり団体が神楽、手踊り、能舞などの伝統文化を、また、自然保護活動については「よこはまホタル村」などが県内外の市町村や団体と交流を図るなど、地域間交流が活発化している。今後は、各団体の自発的意識を高めることにより、一層の地域間交流の促進を促す必要がある。

③人材育成

町では、少子高齢化の進行や、個人の価値観の多様化などを背景として、仕事や地域活動をはじめとするあらゆる分野の担い手不足が顕著化している。今後、まちづくりを支える人材・担い手の創出と育成を目指し、町民の主体的な取組を支援し、若者や高齢者、外国人を含む町民一人ひとりの能力が、地域や職場の中で活躍できる環境づくりを推進する。

(2) その対策

①移住・定住

A 空き家バンクによる住宅情報を提供するとともに、住宅の取得及びリフォーム支援・賃貸住宅への家賃支援を行い、移住・定住の促進を図る。

B 安心して子供を産み、育てられる体制づくりを図るため、出産祝い金や保育園等の副食費補助、子ども医療費助成、学校給食費助成、特定不妊治療費助成など、子育て世代の支援に取り組む。

②地域間交流の促進

A 観光と一体化した交流の推進を図るため、菜の花や横浜なまこ等の催事を介し、地域資源の有益な活用と、人・もの・情報の総合的な交流推進を図る。

③人材育成

A 地域活動の活性化を図るとともに、将来的な地域の担い手を増やすため、人材育成、地域おこし協力隊等の組織づくりに取り組む。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(1)移住・定住	空き家バンク有効活用事業	町	ソフト
		定住促進新築建設補助金交付事業 建設・購入 3% (30万円) 賃貸 2万円~ (15千円)	町	ソフト
		特定教育・保育施設に係る副食費補助事業 (ちどり保育園・第二ちどり保育園ほか)	町	ソフト
		副食費の実費徴収に係る補足給付事業 (横浜あさひ幼稚園)	町	ソフト
		出産祝金支給事業	町	ソフト
		子ども医療費助成事業	町	ソフト
		特定不妊治療費助成事業	町	ソフト
	(3)人材育成	学校給食費助成事業 地域活動の活性化事業	町	ソフト

2. 産業の振興

(1) 現状と問題点

①農業

本町の産業は、平成27年国勢調査産業別就業人口でみると、第1次産業33.1%、第2次産業25.4%、第3次産業41.5%となっており、第1次産業の就業者人口比率は平成17年には29.4%であったが、10年間で3.7%増加している。

主な基幹作物は、春から夏にかけて吹く偏東風（やませ）による冷涼な気候で良く育つ馬鈴薯、長芋、ごぼうなどの根菜類、ナタネなどである。また、酪農や肉用牛などの畜産も盛んにおこなわれ一大産地が形成されている。一方で、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、農業従事者の減少、連作障害・土壤障害の発生、これに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加などが深刻な問題となっている。農業者の減少が多い主な要因としては、農家の高齢化や担い手不足による労働力の減少、畑作物の価格不安定、さらには機械大型化による経費増大による経営不振があげられる。農家1戸当たりの経営耕地面積は約9haで、経営耕地面積は大きいものの、半農半漁による経営、恒常的勤務等による専業農家の減少から、第2種兼業農家の割合が増え、収益性の高い畑作物の栽培が困難な状況となっている。このような状況のなかで、遊休農地や荒廃農地の拡大抑制及び団体営農の確立を目指すため、中山間地域等直接支払制度や、農地中間管理事業の有効活用が図られている。まちづくりの中核を担う農業を、今後も維持・発展させるためには生産者自らが農業を取り巻く情勢の変化を的確に捉え、消費者の視点を一層重視しながら、積極的かつ主体的に農業に取り組める環境づくりを総合的に進めていく必要がある。そのためには、「道の駅よこはま」・「加工センター」を利用した特産品開発・ブランド化などの6次産業化、安定的な収入確保、地産地消への取組など、営農の様々な課題へ対応が求められている。

畜産は古くから盛んで、現在は町の農業経営の中核となっている。酪農経営は高齢化による生産基盤の縮小といった構造的な問題に加え、生産コストの大部分を占める配合飼料価格や輸入粗飼料価格の高止まりなどにより、経営の将来展望が描けず、担い手の規模拡大や後継者の経営継承等に大きな影響を与えていている。肉用牛繁殖経営でも、戸数が年々減少するなか、離農による飼養頭数の減少を規模拡大により補ってきたものの、飼養頭数は継続して減少している。畜産経営基盤の維持・拡大を図るためにには、新規就農者・後継者の確保・育成や規模拡大に必要な施設整備、労働負荷の軽減できる技術の導入、地域営農支援組織の設立・利用促進、肥育から一貫経営への移行や飼養する品種の転換、環境対策等への支援が必要である。また、肉用牛の繁殖経営基盤の早急な回復を図るため、繁殖雌牛の増頭支援等に対する十分な予算を確保することが必要である。

②林業

町総面積の約64.8%が山林で、その内、約63.0%が国有林となっている。

当町の森林は、林産物の生産・保全・水源涵養、環境保全等多目的な機能を有しており、これらの機能の発揮を通じて地域住民の生活と深く結びついている。

町内の民有林のうち人工林率は53.5%であり、そのうち適正な保育・間伐が必要な7齡級以下の林分が16.4%を占めている一方で、今後、多くの人工林が利用期を迎えることとなる

ことから、引き続き適正な施業を実施していく必要がある。また、広葉樹については、有用広葉樹材の確保を図るため、育成天然林施業を積極的に実施していかなければならない。

③漁業

漁業については、平成 20 年に漁業経営体総数 105 であったものが平成 25 年には 100 となっており、5 経営体（5.0%）の減少、平成 30 年には 91 となっており、9 経営体（9.0%）減少している。また、漁業世帯員数については、平成 20 年に総数 438 人であったものが平成 30 年には 328 人となっており、10 年間で 110 人（25.1%）の減少となっている。

主な漁業形態はホタテ養殖となっており、そのほか正月用として珍重される「横浜なまこ」は平成 27 年 8 月に地域団体商標登録され、今後さらなるブランド化が期待される。主力のホタテ養殖の価格は安定傾向にあるが、今後も漁業生産活動の安定と安全を図るために「横浜漁港」、「百目木漁港」、「源氏ヶ浦漁港」、「鷄沢漁港」及び漁場の整備を実施していく必要がある。

④商工業及び他の産業

本町の第 3 次産業は誘致企業の雇用効果があらわれて就業人口は順調に推移している。しかし、第 2 次産業の就業者数が、昨今の景気低迷の影響からやや減少傾向にある。経済センサス（商業統計）での卸売業・小売業の事業所数は平成 24 年の 58 事業所から平成 28 年は 54 事業所となっており、4 年間で 4 事業所（6.9%）減少しており、農林漁業と同じく後継者の育成が重要な課題となっている。

商工会では、地元購買力の推進策として商店街活性化のためスタンプ事業や共通商品券の発行により、近隣市町村の大型店に対する生き残り策を講じている。

⑤企業誘致

現在 3 社が誘致されており、隣接市町村などを含め令和 3 年 4 月 1 日現在で 769 人が雇用されている。また、横浜町からの雇用人員は 229 人で全体の 29.8% を占めている。今後とも地域社会全体の安定を図るため、企業と良好な関係を保ちながら、更に企業誘致に力を入れ安定した就業場所の確保を図る必要がある。

⑥観光又はレクリエーション

観光客の推移は、青森県観光入込客統計によると平成 27 年 27.8 万人、平成 28 年 40.1 万人、平成 29 年 34.8 万人、平成 30 年 34.6 万人、令和元年 39.4 万人となっており、平成 23 年 3 月の東日本大震災の影響で一時落ち込み傾向にあったが、近年回復傾向となっている。観光客の内訳としては、主に菜の花観光及び下北半島観光が挙げられる。また、今後道の駅周辺に「下北半島縦貫道路横浜 IC」の整備が進められており、完成にあわせた道の駅エリア周辺の整備を図る必要がある。

菜の花は本町の最大の観光資源であり、平成 8 年には「美しい日本のむら景観コンテスト」農林水産大臣賞を受賞、また、平成 10 年には、(社) 日本観光協会主催の「優秀観光地づくり賞」を受賞している。平成 3 年から、日本有数の作付面積を誇る菜の花を活用してイベン

ト事業を展開し、町活性化策を実施してきたが、農作物としての菜の花は、年々作付面積が減少傾向にあり、今後は、安定した観光資源として展開できるよう、イベント会場周辺及び景観優良地への作付け集積策を図る必要がある。

陸奥湾に面した砂浜海岸海水浴場は、遠浅の砂浜が広がり、周辺にはコテージ、沖合い約100mの位置には人工島（ナタネ島）もあり、エリア的な環境整備が進められてきたが、施設の老朽化も進んできている。今後とも、施設の整備・改修を含め、自然景観や周辺環境に配慮しながら環境整備を行い、親しみのある場として、集客力を高める方策が必要である。

本町の恵まれた海・原・山の連なる自然景観を最大限に活用し、景観・環境保全に充分配慮しながら魅力ある観光地づくりを進め、観光を町の1産業として位置付けていかなければならぬ。また、産業全体に共通した課題としては後継者の育成があげられる。

このため農協・漁協・商工会等の各組織と連携し、産業の抱える諸問題を的確に把握しクリアしながら、安定した産業の樹立を目指す必要がある。特に、1次産業については、生産意欲の向上と経営基盤の確立を図り、経営の安定が豊かな生活につながるよう取り組む必要がある。今後は各産業の枠を超えた視点に立ち、あらゆる可能性を検討しながら後継者の育成や起業人の発掘を助長し、活力ある地域づくりを目指す。

(2) その対策

①農業

- A 加工施設では、町内団体が特產品の加工、開発に取り組んでいるが、雨漏り等の老朽化が進んでおり、衛生管理の強化や、加工団体の意欲向上のため、施設の改修整備を進める。
- B 畜産経営基盤の維持・拡大を図るため、農業機械の近代化と優良種雌牛の確保等により生産性の向上を目指す。
- C 耕種農家と畜産農家の連携を強化して、農業用肥料として堆肥等の有効活用を図る。
- D 農業機械大型化に伴う経費を支援し、畑作物の高生産技術の確立を図る。
- E 遊休農地や荒廃農地の拡大抑制及び団体営農の確立を目指すため、中山間地域等直接支払制度や、農地中間管理事業の有効活用を図る。
- F 農業指導車を整備しこまめな営農指導を行うこと、また、農地の基盤整備を行うことで、安定した農業生産活動を確立し、耕作放棄地の未然防止を図る。
- G 農業の経営的負荷の軽減をし、新規就農者数の増加、育成に取り組む。
- H 将来の担い手増加、育成のため、野菜生産農業者を支援し、農業経営の安定化を図る。
- I 将来の担い手増加、育成のため、なたね生産農業者を支援し、なたね産地の維持や農業経営の安定化を図る。

②林業

- A 山林の保全、水源涵養、環境保全のため、計画的な枝打ちや間伐等を推進するとともに、間伐材の有効利用を図る。

③漁業

- A 漁業の安定した生産活動及び水揚げ量を確立するため、事業策定を計画的に行い、漁場や

漁港の浚渫、環境整備に努める。また、護岸など漁港の水産物供給基盤整備を行い漁業経営の安定と近代化を図る。

- B 漁業者の高齢化による不安定な経営を解消するため、作業の軽労働化を目指す。
- C 養殖ホタテのブランド化を目指した、市場開拓や付加価値化を図る。
- D 将来の担い手増加、育成のため、養殖ホタテ漁業者を支援し、漁業経営の安定化を図る。

④商工業及び他の産業

- A 農協・漁協・商工会等の各組織の連携により、起業人の発掘を助長する。
- B 商店街活性化のため、新規創業者的人材育成・確保策を図る。
- C 雇用対策事業等による町内消費拡大により、商店街の活性化を図る。
- D 他市町村との事業連携を行い、地域産業の活性化を図る。
- E 第一産業の担い手を確保、増加のため、新規就業又は親元継承者を支援する。
- F 地元産業の活性化や買い物弱者の支援を図るため、買い物空白地域へ地場産品の移動販売を行う。

⑤企業誘致

- A 安定雇用確保のため、信頼の置ける企業の誘致を促進する。

⑥観光又はレクリエーション

- A 菜の花を核とした観光地、交流地として「菜の花フェスティバル」を開催しており、継続して行うために、会場及びその周辺を整備し、通年観光への展開を図る。
- B 海、山、川などを通じた、町の観光地としての魅力づくりを目指しており、自然景観を配慮した施設の基盤整備をする必要がある。
- C リピーター確保のため、「人（住民）」が「人（観光客）」に好かれる、観光地を目指す。
- D 道の駅よこはま及びその周辺は、雨漏りなどの老朽化が進んでいるが、「下北半島縦貫道路横浜ＩＣ」の開通に伴い、道の駅よこはまの利用者が増加することが予想されるため、道の駅及びその周辺を整備し、観光客誘致を図る。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

（3）事業計画

持続的発展施策区分	事業名		事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1)基盤整備	農業	なたね生産維持対策事業	町	ソフト
			野菜生産振興対策事業	十和田おいらせ農業協同組合	ソフト
			畜産振興対策事業	町	ソフト
	林業		町有林整備事業 枝打ち除間伐（10ha/年）	町	
			水産業	漁業振興対策事業	横浜町漁業協同組合

持続的発展施策区分	事業名		事業内容	事業主体	備考
(2)漁港施設		下北地区水産物供給基盤機能保全事業 (横浜漁港、鶴沢漁港)		県	
		横浜地区水産物供給基盤機能保全事業 (百目木漁港、源氏ヶ浦漁港)		町	
		地方創生港整備推進交付金事業 (横浜漁港)		県	
		横浜地区漁港施設機能強化事業 (横浜漁港)		県	
(3)経営近代化施設	農業	農業振興指導車導入事業（車両本体）		町	
		農業用機械導入事業		町	
(4)地場産業の振興	加工施設	特産物加工センター改修事業 (実施設計、改修工事)		町	
	流通販売施設	道の駅よこはま菜の花プラザ改修事業		町	
(6)起業の促進		新規就業支援対策事業		町	ソフト
(7)商業	その他	買い物空白地域解消対策事業		株式会社 よこはまロマン創社	ソフト
(9)観光又はレクリエーション		菜の花フェスティバル会場周辺整備事業		町	
		砂浜海水浴場整備事業		町	
		三保野公園整備事業		町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業	第1次産業	横浜地区水産物供給基盤機能 保全基本計画策定事業 (百目木漁港、源氏ヶ浦漁港) 【内容】漁港内の浚渫工事等を行うための基 本計画を策定する。 【必要性】暴風や季節風による波浪の影響で、 港内に砂が流入するなど入港が困難 になることにより、漁獲量が減少す るため。 【効果】漁港内の浚渫工事等を行うことによ り、漁業経営及び漁業生活の安定・ 向上が図られ、将来の担い手を育む ことに繋がる。		町	

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

・減価償却の特例（法第23条）

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
横浜町全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和3年4月1日から 令和8年3月31日	

・課税免除及び不均一課税に伴う措置（法第24条）

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
横浜町全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和3年4月1日から 令和8年3月31日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）その対策のとおり取組を推進するとともに、産業振興において周辺市町村との連携に努めるものとする。

（5）公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「横浜町公共施設等総合管理計画」に掲げる基本方針の「総量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間事業者や県、近隣自治体との連携」との整合を図りながら適切に実施するとともに、各「個別施設計画」の改正を行いながら、町民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設及びインフラの整備、維持管理、運営を行うことで持続的発展に努めるものである。

3. 地域における情報化

(1) 現状と問題点

①通信施設

各町内に整備されている防災行政無線は、平成27年度に同報系がデジタル化され、住宅点在地には個別の放送器具を整備し、必要に応じて町の情報を提供している。地域においては放送が聞き取りにくいなどの難聴傾向もみられるため、防災メールや、町ホームページ防災行政無線フリーアクセスにより放送内容を通知し難視聴地域の解消を図っている。今後は通信施設が不足している難視聴地域へ、正確な情報を速やかに伝達していく必要がある。

②情報化の促進

本町の情報化関連施策としては、平成25年度に光ケーブルによる情報通信基盤を整備しており、今後は産業振興や生活の利便性の向上へ繋げるため、維持管理していく必要がある。また、広報紙をペーパー及びホームページにより情報提供しているが、行政サービスにおいても、高度情報化の進展に対応した電子サービスの拡充、オンデマンド情報配信など、町内の情報基盤整備を推進していく必要がある。

(2) その対策

①通信施設

A 防災行政無線は防災や応急救助など緊急時の対応に不可欠であり、平常時の町民への情報伝達を担う重要なツールである。各地での災害状況を教訓として、多種多様化するニーズに応えるため、防災行政無線（移動式）のデジタル化や、難視聴地域の解消など、早急な整備が必要である。

②情報化の促進

- A 広報紙の作成にあたっては町と住民が同じ情報を共有できるよう取り組む。
- B 情報の地域格差解消に向けた電子情報関連施策について取り組む。
- C 電子サービス等のオンライン化の拡充整備することで、町民の利便性向上と暮らしやすい町づくりについて取り組む。
- D 光ケーブルによる利便性向上に取り組む。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名		事業内容	事業主体	備考
地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設	防災行政用無線施設	防災行政用無線（移動系）デジタル化事業	町	
		その他	電子サービス整備事業	町	ソフト

(4) 公共施設総合管理計画等の整合

本計画では、「横浜町公共施設等総合管理計画」に掲げる基本方針の「総量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間事業者や県、近隣自治体との連携」との整合を図りながら適切に実施するとともに、各「個別施設計画」の改正を行いながら、町民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設及びインフラの整備、維持管理、運営を行うことで持続的発展に努めるものである。

4. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

①道路等

本町の交通体系は、鉄道、道路が骨格となっており、新たに国道4号と下北半島を結ぶ地域高規格道路として「下北半島縦貫道路」の早期完成が待たれている。鉄道に関してはJR大湊線に3駅が設置されているが令和3年4月より全て無人駅となっている。道路に関しては南北に走る国道279号から県道2本が六ヶ所村へ横断し、国県道と幹線町道は有機的に基礎集落間を連絡している。

令和元年度末時点では町道実延長82kmのうち、改良率53.2%、舗装率が66.4%となっており、舗装率は高いものの簡易的な舗装道が多く改良と合わせた恒久的な舗装整備が必要となっている。また、地球温暖化の影響に伴うゲリラ豪雨や台風などの被害が増加しているため、急傾斜地崩壊危険箇所などの危険地域の整備が必要である。

近年では人口は減少するものの核家族化の進行による世帯の増加に伴う住宅の増加により、住民からの道路整備の要望も多く、将来に渡って本町の主要交通手段となる自動車道の整備については恒久的な舗装整備を行い、経済発展の助長を図る必要がある。また、通年の交通確保を図るためにも冬期間における除雪体制を強化し、住民ニーズに対応した取り組みが必要となっている。農道については、令和元年度において総延長が312kmとなっており、今後とも地域の実情に応じた改良舗装整備等が必要となっている。

(2) その対策

- A 安定した生活基盤を確保するため、地域の実情に応じた町道整備を行う。
- B 冬期間の安定した交通確保のため、除雪機械及び施設の充実を図る。
- C 効率的な農業作業体制の確立をめざし、地域の実情に応じた農道整備を行う。
- D 老朽化した橋梁の点検を実施し、計画的な補修を図る。
- E 町内の防犯灯をLED化し、防犯体制の強化を図る。
- F 急傾斜地崩壊危険箇所に対する整備事業を実施し、町の防災に努め、安全な町づくりに取り組む。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名		事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道	道路	町道路盤改良舗装事業 三保野1号線	町	
			町道路盤改良舗装事業 新町鶏ヶ唄線	町	
			町道路盤改良舗装事業 松栄線	町	
			町道路盤改良舗装事業 向平1号線	町	
			町道三保野14号線道路改良舗装事業 L=185m W=4.0m (5.0m)	町	

			横浜地区急傾斜地対策事業	県	
	橋りょう		橋梁点検・補修事業 15m以上 9橋 15m未満 13橋	町	
			農道橋梁点検・補修事業 農道橋 5橋	町	
(2) 農道			農道有畠線補修事業（舗装・橋梁） 道路延長 L=3,070m 幅員W=5.0m (7.0m) 県営事業負担金 (13%)	県	
(8) 道路整備機械等			除雪重機更新事業 ドーザ、グレーダー、融雪剤散布車、ダンプ	町	
			除雪ステーション改修事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「横浜町公共施設等総合管理計画」に掲げる基本方針の「総量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間事業者や県、近隣自治体との連携」との整合を図りながら適切に実施するとともに、各「個別施設計画」の改正を行なながら、町民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設及びインフラの整備、維持管理、運営を行うことで持続的発展に努めるものである。

5. 生活環境の整備

(1) 現状と課題

①上水道

本町の上水道施設は昭和 60 年 4 月からの供用開始により令和元年度末の加入率は 77% となっており、一層の加入促進が取り組まれている。また、施設の老朽化に対応するため、計画的な配水管改良が必要となっている。

②下水道

本町では、生活様式の近代化・多様化により、河川の水質悪化、し尿処理問題が提起され、平成 9 年 4 月から百目木地区において、農業集落排水施設が整備されており、現在、集落排水区域外では合併浄化槽の設置が推進されている。今後も河川、海域等の汚濁防止や生活環境の向上のため、農業集落排水施設の安定した汚水処理及び合併浄化槽の普及促進に努める必要がある。

③環境衛生

本町の集落はその殆どが陸奥湾に面した海岸沿いに位置するため、陸奥湾からの強い偏西風により陸奥湾海域のごみが漂着するため、毎年、各町内や会社、団体等の協力により町をあげてのごみ拾いを実施しており、環境美化に対する住民意識の高まりが見られる。今後とも、美しい景観の保全運動が住民に根付き、集落全体の美化運動に繋がるよう継続的な運動を展開する必要がある。

ごみ処理については、北部上北広域事務組合の広域施設及び町最終処分場で処理を行っている。この内、北部上北広域事務組合の施設は、ごみ焼却施設及びリサイクル施設を兼ね備えており、分別収集の実施とともにごみの減量化と資源化が図られている。本町からの令和元年度における収集処理状況は可燃系ごみ 1,252 t、粗大系ごみ 135 t、資源系 97 t の合計 1,484 t で施設全体の 17.3% となっている。施設の設備機器については、定期的な更新が必要となっている。また、平成 12 年度からの容器包装リサイクル法施行に伴いペットボトルの資源ごみ収集とともに一層のリサイクル強化の取組みを行っているが、分別収集は現在、業務委託で実施されており、分別収集品目の細分化に伴う収集作業等で住民ニーズに充分対応できないことが課題となっている。

④消防体制及び防災体制

本町は、北部上北広域事務組合に加入し、消防防災及び緊急体制の強化拡充を図っている。横浜消防署には、消防職員 32 名（署長含む）、指令車 1 台、水槽付ポンプ車 2 台、高規格救急自動車 2 台、資機材搬送車 1 台が配備されている。また、非常備の消防団は 3 分団に分かれ、条例定数 155 名、現団員数は 136 名（令和 2 年 4 月 1 日現在）、その他婦人防火クラブ及び幼年消防クラブが各 1 団体組織されている。消防施設は、広報車 1 台、消防ポンプ自動車 2 台、小型動力ポンプ付積載車 9 台、消火栓 90 基、防火水槽 76 基となっている。

近年は消防団員のサラリーマン化等による団員確保の問題等が山積していることから、役場職員の入団を積極的に推進しており、不足団員の調整を図っている。

救急患者の搬送については、総合病院のあるむつ市や野辺地町まで 30 分から 40 分の時間を要することや、下北半島縦貫道路の開通に伴う交通事故の増加が懸念されることから、「病院前救護における応急処置等の質の向上」「救急業務の高度化」「救命率の向上」を図るため、救急救命士の養成、高規格救急自動車の更新整備及びドクターへリ要請時の人員補充の確保等が急務である。

防災体制においては、本町はこれまで自然災害への備えとして、地域防災計画に基づき関係機関と連携しながら、防災ハザードマップの作成、自主防災組織の育成、防災資器材の整備など災害に強いまちづくりを進めてきた。しかしながら、地球温暖化の影響により、全国的な異常気象によるゲリラ豪雨や台風などの被害が増加しているため、河川やため池などの治水対策を進めるとともに、地域防災計画に基づき、更なる防災体制の整備と自主防災体制の強化などが必要になる。更に、当町は六ヶ所村原子燃料サイクル施設、東通村原子力発電施設の双方に隣接する町として、今後とも緊急時の救急医療体制や防災知識の習得により、不測の事態にも対応可能な万全の消防防災体制を整備する必要がある。

⑤公営住宅

本町における町営住宅戸数は、令和 3 年 4 月 1 日現在で 85 戸となっており、このうち平成 8、9 年度に 10 戸、平成 23、24 年度に 10 戸、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて 20 戸の建替事業が行われた。しかし、残り 45 戸、全体の 53% は昭和 46 年から昭和 56 年までに建設された築 30 年以上の老朽化した住宅となっており、町営住宅の半数は建設年度の古い住宅が占めている。今後においても近代的生活環境の提供により、地域住民の生活安定と定住促進が図られるよう計画的な整備を行う必要がある。

⑥一般住宅

本町においても高齢化の進展により、建築年度の古い住宅や空き家が多くみられる。東日本大震災以降、住民の防災意識が高まっていることから、集落機能の維持のため、住宅の耐震化等の推進や U ターン・ I ターンの移住者を確保し、定住促進が図られるような取り組みが求められている。

また、人口は減少している一方、町民の悩みやニーズは多様化しており、行政のみでは対応困難な事例も増えてきている。

(2) その対策

①上水道

- A 安定した飲用水の供給及び水道事業運営を図るために、一層の加入促進を図る。
- B 老朽化した配水管及び施設に対応するため、計画的な更新を図る。

②下水道

- A 百目木農業集落排水供用区域以外は、合併処理浄化槽を整備することで、河川や海域等の汚濁防止や生活環境の向上、水質保全を図る。

③環境衛生

- A 公害防止協定に係る調査については、環境保全の観点からも継続的なデータ収集を行う。
- B し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場について、住民のニーズに対応できるよう施設整備を行う。
- C 家電の回収を実施し、ごみの減量化を図る。

④消防体制及び防災体制

- A 緊急災害時の災害を想定した消防・救急体制強化のため、防火水槽、消防車、救急車など消防施設の整備充実を図り、消防団組織の強化と合わせ万全の消防体制を図る。
- B 緊急災害時を想定した資機材倉庫施設の新設・整備により、防災体制の強化を図る。

⑤公営住宅

- A 老朽化の住宅から計画的な建替えを図り、管理戸数 80 戸を目標に事業の推進を図る。

⑥一般住宅

- A 既存住宅の耐震化等の取組に対し助成を実施し、リフォーム促進と生活環境の改善を図り、暮らしやすい町づくりについて取り組む。
- B 総合相談の場を設け、町民の悩みを解決し安全・安心なまちづくりを目指す。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名		事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1)水道施設	簡易水道	横浜地区配水場非常用発電機取替工事 非常用発電機取替工 1式 労務費 1式	町	
	(2)下水処理施設	その他	合併浄化槽処理設置整備補助事業 5人槽 352千円、7人槽 442千円、 10人槽 588千円	町	
	(3)廃棄物処理施設	ごみ処理施設	クリーン・ペア・はまなす 設備機器更新事業	北部上北 事務組合	
			一般廃棄物最終処分場雪害修繕工事 (横浜町一般廃棄物最終処分場)	町	
	(5)消防施設	し尿処理施設	し尿処理センター機器更新事業 (むつ衛生センター)	北部上北 事務組合	
			資機材搬送自動車更新事業 (よこはま資機材 1)	北部上北 事務組合	
			水槽付消防ポンプ自動車更新事業 (よこはまタンク 1)	北部上北 事務組合	
			水槽付消防ポンプ自動車 兼救助工作自動車更新事業 (よこはまタンク 2)	北部上北 事務組合	
			高規格救急自動車更新事業	北部上北 事務組合	
			指令車更新事業	北部上北 事務組合	
			除雪車購入事業	北部上北 事務組合	

	消防ホース購入事業	北部上北 事務組合	
	気象観測装置オーバーホール事業	北部上北 事務組合	
	防災資機材倉庫建設事業	北部上北 事務組合	
	舗装工事事業	北部上北 事務組合	
	高度救急シミュレータ更新事業	北部上北 事務組合	
	移動式コンプレッサー購入事業	北部上北 事務組合	
	小型動力ポンプ積載車更新事業 向平、吹越	町	
(6)公営住宅	公営住宅整備事業有畠団地 20戸 測量・設計・造成・本工事・既存建築物解体及び施工監理	町	
	公営住宅長寿命化計画見直し事業	町	ソフト
(8)その他	住宅リフォーム促進補助事業 総工事費の10% (20万円)	町	ソフト
	横浜町総合相談支援事業	町	ソフト

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「横浜町公共施設等総合管理計画」に掲げる基本方針の「総量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間事業者や県、近隣自治体との連携」との整合を図りながら適切に実施するとともに、各「個別施設計画」の改正を行なながら、町民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設及びインフラの整備、維持管理、運営を行うことで持続的発展に努めるものである。

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

①児童福祉

若年労働人口の流失や核家族化、さらには女性の社会進出など急速な少子化により、子どもと家庭を取り巻く環境の変化と家族関係への影響が懸念されている。

今後も少子化現象は当分続くものと考えられ、町に暮らす若者や親たちが安心して子どもを産み、育てられる環境の向上が極めて重要である。このような状況の中、国で制定・施行した「子ども・子育て関連3法」（子ども・子育て支援法等）、及び「子ども・子育て制度」に基づき当町でも、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的提供、保育の量的拡大、地域における子ども・子育て支援の充実等の取組を進めていく必要がある。

本町では児童の育成にあたり、次代を担う子どもたちが「共に生きる力」を育むことができる場、町民が子どもの育ちを応援する拠点施設として、令和2年度新たに「保健センター」と「児童センター」の総合施設を新設している。今後さらに家庭教育、社会教育と地域における推進体制の充実を図るため、要保護児童の早期発見及び適切な保護、その家族への適切な支援と、保健・医療・福祉・教育・警察等の関係機関との連携が必要である。また、老朽化に伴い、その機能を新たな保健センターへ移した旧施設は、他の施設への転用が困難なため計画的な解体と跡地利用の検討が必要である。

②高齢者福祉

本町の総人口に占める高齢者（65歳以上）人口とその割合（高齢化率）は、国勢調査の結果で見ると、平成17年は5,097人に対して1,446人（28.4%）、平成27年は4,535人に対して1,649人（36.4%）となっており、総人口が562人（11.0%）の減に対し、高齢者人口は203人（14.0%）増え、高齢化率の上昇が顕著となっている。また、総世帯に占める高齢者単独世帯（一人暮らし高齢者世帯）についても平成17年は188世帯であったものが、平成27年には262世帯となっており74世帯（39.4%）の増加、従来のような家族による介護が困難な状況となっている。

今後は、できる限り住み慣れた地域や家庭で生活することができるよう、快適な住環境の整備促進や安心してサービスを利用できるような環境づくりに配慮する必要がある。さらに、高齢化社会ではインフォーマルなサービスの担い手として、元気な高齢者が貴重な人材として期待されている。高齢者の健康寿命の延伸のため、健康づくり、生活支援、健康増進をはじめとした介護予防、更には時代の進展に即応した一般教養の取得、安否確認や除雪援助などのボランティア活動への参加、シルバー人材センターの活用など、高齢者の総合的な生きがい対策を展開していく必要がある。

③その他の保健及び福祉

障害者福祉では、障害者が健常者と同等に生活し社会参加できる地域環境づくりを目指しているが、障害者に対する地域の理解が不十分であることや障害者の活動に適さない生活環境の不備、就労機会の欠乏など、障害者や障害者を支える家族が、家庭内に閉じこもりがち

になるような、厳しい要素が多く残されている。また、平成 27 年度から障害者総合支援法が施行されたことに伴い、障害者の定義に難病等の追加、重度訪問介護の対象者拡大、ケアホームのグループホーム一元化など、地域社会における共生の実現に向けて日常生活及び社会生活を総合的に支援することを基本理念としている。これからは、地域社会と障害者自身が障害についての正しい認識と、共に地域で生活していくという意識醸成、体制づくりが必要であり、公共施設に限らずユニバーサルデザイン普及への配慮も必要である。

高齢者保健では、町民の健康づくりに関して、若年からの一貫した疾病予防対策や各種健（検）診の受診率の向上を目指し、健康教育・指導の充実を図っているが、保健・医療・福祉の包括的な連携強化や、総合的な健康管理を推進するための体制づくりが必要である。

（2）その対策

①児童福祉

- A 出生率の低下に伴う急速な少子化の進展の中にあって、次代を担う児童の健全育成は極めて重要な課題である。「子ども・子育て関連 3 法」（子ども・子育て支援制度）に基づき、母子の健康の保持増進、職場と家庭生活の両立推進など、地域における子ども・子育て支援の充実等の施策の展開を図る。
- B 児童数の減少や多様化する社会環境に対応した子育ての支援体制の確立を図るために、町民の意見を聞きながら調査・検討し、放課後児童健全育成事業の充実を図る。
- C 保育所・放課後児童送迎バスの運行、放課後児童対策事業により、子育て支援体制を充実する。
- D 児童センターの適切な維持管理を行い、児童の健全な居場所を確保する。
- E 旧保健センターの計画的な解体工事及び跡地の他用途な利活用を実施する。
- F 幼少期からのう歯予防対策を支援することで、健康増進に繋がり、安心して出産、子育てができ、少子化の改善が図られる。

②高齢者福祉

- A 令和 2 年に策定した「第 8 期横浜町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を踏まえ、シルバー人材センターを活用した高齢者の社会参加、生きがいづくりを推進し、介護予防のための施策を実施する。また、現状の評価分析を行い、在宅サービス等の利用状況や利用者のニーズを的確に把握し、サービス体制や施設基盤の整備充実について検討する。
- B 高齢者の自立した生活を支援するために欠かせない福祉ボランティアの育成に努めるとともに、充実した環境整備を推進するために地域包括支援センターを中心に相談、情報サービス窓口の充実を図る。
- C 今後は、認知症高齢者の増加が予想されるため、認知症の早期発見、早期対応の体制整備のため、医療機関や地域の支援機関との連携を図る。
- D 福祉バスを運行し、高齢者の外出をサポートすることで社会参加、生きがいづくりを推進する。
- E 老人福祉施設を整備して、高齢者の地域福祉向上を図る。

③その他の保健及び福祉

- A 障害者福祉では、障害のある人一人ひとりが地域で自立した生活が営めるよう、ニーズに対応した適切な支援の強化と利用支援など教育・福祉・医療・雇用等の関係機関との連携と体制づくりを推進する。
- B 安全に安心して生活できるよう、建物・移動・情報・制度・慣行・心理などソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する。
- C 高齢者保健では、高齢者の健康と生活の個々の問題に対応し、健康で生きがいのある活動的な生活を送ることができるよう、平成30年9月に策定した「第3期特定健康診査等実施計画」を踏まえ健康づくり意識の高揚を図り、積極的に推進する。特に認知症予防、生活習慣病予防、各種健（検）診、健康教育、健康相談・指導業務等の施策を充実していく。
- D 日常の生活の中に運動（ウォーキング・健康づくり体操等）を取り入れた健康増進施策の推進を図るなど、健康寿命の延伸に努める。
- E 移送車両を整備し、高齢者の外出をサポートすることで社会参加、生きがいづくりを推進する。
- F 町外の産婦人科での検診や出産に対する経済的負担の軽減することで、安心して出産、子育てができ、少子化の改善が図られる。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

（3）事業計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育所遊具整備事業	町	
	(3)高齢者福祉施設 センター	老人福祉センター改修事業	町	
	その他	移送車両整備事業	町	
		横浜町外出支援サービス事業	横浜町 社会福祉協議会	ソフト
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	放課後児童クラブ送迎バス運行事業 【内容】放課後児童クラブを利用する児童のバス送迎をする。 【必要性】送迎が難しい共働きが多い子育て世代の児童や、遠距離の児童の支援を行うため。 【効果】児童の送迎を行うことにより、児童の安全確保と子育て世代の支援に繋がる。	町	
	高齢者・障害者福祉	福祉バス運行事業 【内容】移動が難しい高齢者が利用する公共施設へバス送迎をする。 【必要性】高齢者の外出機会や社会参加、生きがいづくりの向上を図るため。 【効果】外出機会の向上により、高齢者福祉の向上に繋がる。	町	

	その他	旧保健センター解体事業 【内容】旧保健センターの建物を解体する。 【必要性】保健センターとしての機能を移したが、老朽化により建物が危険なため。 【効果】解体により、他用途での利活用が可能となり、さらには周辺住民への安全性の確保が図られる。	町	
(9)その他		ハイリスク妊産婦アクセス支援事業	町	ソフト
		幼児フッ素塗布助成事業	町	ソフト

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「横浜町公共施設等総合管理計画」に掲げる基本方針の「総量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間事業者や県、近隣自治体との連携」との整合を図りながら適切に実施するとともに、各「個別施設計画」の改正を行なながら、町民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設及びインフラの整備、維持管理、運営を行うことで持続的発展に努めるものである。

7. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療体制は、個人医院の内科診療所が1ヵ所と個人歯科医院1ヵ所があり、そのほか、針・灸マッサージなどの柔道整復師等施術所が3ヵ所となっている。また、町には保健センターが1棟設置されており、乳幼児健診や健康教室等で活用されている。

専門医のある総合病院までは車で30~40分に位置する野辺地町に当町を含む2町1村で構成する北部上北広域事務組合公立野辺地病院、むつ市には一部事務組合下北医療センターむつ総合病院があり、地域の総合医療機関として利用されている。また、町の中には点在集落として無医地区も存在し、巡回診療も行われている。産科医療においては、近隣市町村の産婦人科閉鎖等に伴い、むつ市内の産婦人科に集中している現状である。

町では町民の健康維持と医療費抑制を図るために総合健診や人間ドック等の事業を実施しており、受診率は38%前後で推移している。今後とも「健やかに暮らせるまちづくり」の実現を目指し、町民の健康に対する知識と理解を深めるため、健康づくりに関する普及啓発、健診のPR活動の推進を図る必要がある。

本町は青森県保健医療計画の中で上十三地域保健医療圏に属し、各医療体制・整備について方向付けられている。特異なものとしては、災害時医療体制の整備として、近隣市町村に六ヶ所村原子燃料サイクル施設及び東通村原子力発電施設が設置されているため災害発生時の緊急対策において実効性のある体制整備の充実が挙げられている。

(2) その対策

A 町内の医療機関及び隣接する総合病院と連携を保ちながら地域医療に万全を図る。

B 病気の早期発見・治療、医療費抑制のために住民健診を充実させ、受診率の向上を図る。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(4)その他	健康診断助成事業	町	ソフト

8. 教育の振興

(1) 現状と問題点

①生涯学習

過疎化・高齢化が著しい地域において、地域のコミュニティは重要で、そのためには生涯学習を通して人々が集い、学び、結ばれるための機会の提供と、活動するための拠点となる施設の整備が必要である。スポーツは、心と身体の健全な発達を促し、明るく豊かで活力ある社会の形成に役立つことから、気軽に親しめる環境づくりが望まれる。また、多様化・高度化するスポーツニーズや、少子高齢化によるスポーツ環境の変化等に対応した生涯スポーツ推進のために環境整備が求められている。

②学校教育

少子高齢化と過疎化に伴い、本町の児童・生徒数は減少の一途をたどり、平成9年度には小学校5校（うち1校分校）、中学校3校であったが、平成17年度には中学校、平成28年度には小学校が統廃合され、それぞれ1校となった。

小学校の児童数については、平成26年は198人であったが、令和元年には164人となっており、5年間で34人、17.2%の減少となっている。中学校の生徒数については、平成26年に149人であったものが、令和元年には97人となっており、5年間で52人、34.9%の減少となっている。今後も減少傾向は続くと考えられ、学級数の削減や子どもたちの学力意識、スポーツ教育等でのさまざまな面で影響が懸念される。

最近では、国際化や情報化といった多種的な教育が進められ、教材備品や設備においては、教育内容に応じた設備等の充実を図る必要があり、特に「GIGAスクール構想」に対応した設備や教材の整備が必要となる。

小・中学校とともに統廃合の際に施設を新設しているが、長寿命化を図る観点から、校舎や運動場などの計画的な改修、修繕を行っていくとともに、廃校舎については、計画的な利活用や解体について検討していく。

③社会教育

社会教育施設としては、平成5年度完成のふれあいセンター内に公民館、町民図書館があり、生涯学習活動の拠点となっている。今後は、インターネット等を利用して、県内外から幅広く情報収集や情報交換することにより、情報の地域格差を解消し、幅広い生涯学習活動の充実を図る必要がある。本町は南北に細長い地形から、本町地区、北地区、南地区の3地区に大別される。社会教育施設としての公民館が本町地区にあり、今後は、利用しやすい環境をつくるため、公民館の機能強化が必要となる。

④社会体育

町には公式試合が行えるような施設が整っておらず、体育行事開催時には参加者及び学校関係者に不便を掛けている。また、少子高齢化及び人口減少に伴い、若年層のスポーツ人口減少も考えられるため、健康な心と体をつくり豊かな暮らしができるよう、生涯スポーツの推進を行い、総合型スポーツクラブなど、スポーツに親しむ機会の充実を図っていく。その

ために、スポーツ推進委員や各種スポーツ団体の育成支援を積極的に行い、町民が安全で快適に社会体育施設を利用できるよう、施設改修や設備の更新を計画的に行うとともに、多様化するニーズに応えるため機能の充実を図る。

(2) その対策

①生涯学習

A 生涯学習推進体制を充実し、幅広い学習分野と充実した学習機会を提供する。

②学校教育

A 青少年健全育成のため、地域に密着した学校教育の推進を図る。

B 給食センターの適切な維持管理により、学校給食の安心・安全な提供に努める。

C 情報化や国際化に対応して、海外文化体験や、ＩＣＴ教育の活用、教材備品を充実させることで、子どもたちの学ぶ意欲を向上させ、確かな学力の定着を図る。

D 小・中学校へ児童・生徒が安全に通学できるようスクールバスを運行する。

E 多様な学習活動を支援するため、臨時教員や、英語指導員、特別支援教育支援員などを配置し、教育内容の充実を図る。

F 子どもたちが安心できる教育環境と、地域に開かれた町民活動の場として、学校施設の計画的な改修・修繕を図る。

G 廃校舎の計画的な解体工事及び跡地の他用途な利活用を実施する。

③社会教育

A 公民館が生涯学習の拠点施設として活用されるよう充実した活動を展開する。

④社会体育

A 生涯スポーツの普及・振興を図り、「健康・体力・仲間」づくりを推進する。

B 町民の生涯スポーツ振興のため、トレーニングセンター等の維持管理及び設備の整備を図る。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名		事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1)学校教育 関連施設	屋外運動場	横浜小学校屋外運動場整備事業	町	
			横浜中学校屋外運動場整備事業	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	横浜小学校児童送迎バス運行事業 【内容】小学校へ通学する児童のバス送迎をする。 【必要性】保護者の仕事や、遠距離などにより通学が難しい児童を支援するため。 【効果】保護者の身体的、経済的負担が軽減され、子どもたちの安全に繋がり、安	町	

			心して子育てができるようになり、少子化の改善が図られる。		
			横浜中学校スクールバス運行事業 【内容】中学校へ通学する生徒をバス送迎する。 【必要性】保護者の仕事や、遠距離などにより通学が難しい生徒を支援するため。 【効果】保護者の身体的、経済的負担が軽減され、子どもたちの安全に繋がり、安心して子育てができるようになり、少子化の改善が図られる。	町	
			中学生海外体験学習事業 【内容】中学生の海外研修を行う。 【必要性】中学生の英語教育の充実を図り、国際社会に対応する人材を育成するため。 【効果】町の将来を担う子どもたちが外国文化に触れることで、学習意欲が向上し、国際社会に対応した人材育成に繋がる。	町	
	その他		旧有畠小学校体育館解体事業 【内容】旧小学校の建物を解体する。 【必要性】小学校としての機能を移したが老朽化により、建物が危険なため。 【効果】解体により他用途での利活用が可能となり、さらには周辺住民への安全性の確保が図られる。	町	
			旧大豆田小学校校舎・体育館解体事業 【内容】旧小学校の建物を解体する。 【必要性】小学校としての機能を移したが老朽化により、建物が危険なため。 【効果】解体により他用途での利活用が可能となり、さらには周辺住民への安全性の確保が図られる。	町	
(5) その他			町費負担臨時教員配置事業	町	ソフト
			英語指導助手招致事業	町	ソフト
			特別支援教育支援員配置事業	町	ソフト
			学力向上指導員配置事業	町	ソフト

(4) 公共施設総合管理計画等の整合

本計画では、「横浜町公共施設等総合管理計画」に掲げる基本方針の「総量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間事業者や県、近隣自治体との連携」との整合を図りながら適切に実施するとともに、各「個別施設計画」の改正を行いながら、町民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設及びインフラの整備、維持管理、運営を行うことで持続的発展に努めるものである。

9. 集落の整備

(1) 現状と問題点

本町は令和3年現在、大小合わせて29町内から構成されており、構成範囲は南地区が11町内、本町地区13町内、北地区5町内となっている。各町内は町を縦貫する国道279号沿いに南北に細長く散在しており、国道から離れた小規模集落は3集落だけとなっている。近年はコミュニティの位置付けが高まる中、組織の再編が必要とされている。県道・国道・町道及び農道は各集落を結んでおり、殆どが舗装路線となっているが、幅員の狭いところもあり不便さはまだ残っている。近年では新築住宅が集落の外へ広がり集落そのものの膨張により、新たな町道整備が必要となる事例が多くみられる。また、冬場の除雪作業のため大型除雪機械が進入できるよう、道路改良も必要となってきている。これらの状況を踏まえて、住民の利便性を考え将来的に定住促進が図られるよう、集落整備を行うことが必要である。

令和3年3月策定の「第2期横浜町人口ビジョン及び横浜町総合戦略」では、「時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という基本目標が掲げられており、「暮らしの視点」から地域再生を考える場合、重要な課題は農漁村コミュニティである。人口減少が進み高齢化する中、行政機能の効率は低下していくことから、今後の新しいコミュニティとして、将来、行政に任せていた領域を住民の手作りで実現する「手作り自治区」を推進し、快適に生活できる施策の取組みが必要となっている。

(2) その対策

- A 交通アクセス整備としては、町内の各道路を舗装整備し、案内看板サインや街灯の配備により、交通機関を充実させるとともに、明るく安全な町づくりを推進する。
- B 環境美化運動を継続することにより、ボランティア意識の高揚と美しい景観保全の普及・啓発活動を推進する。
- C コミュニティ組織や、各種団体の活動助成を実施し、地域の特性を活かした地域づくりを支援する。
- D 過疎地域持続的発展特別事業により基金を造成し、老朽化した公共施設等の計画的な解体工事を実施する。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名		事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	集落整備	公共施設解体事業 【内容】老朽化した公共施設を解体する。 【必要性】老朽化により建物が危険なため。 【効果】周辺住民への安全性の確保が図られ、集落環境の向上に繋がる。	町	
	(3)その他		がんばる団体活動助成事業	町	ソフト
			元気な町内会活動助成事業	町	ソフト

10. 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

横浜町の文化財は次表のとおりである。

伝統文化としては、当地域に約400年間伝承されてきた能舞・神楽・獅子舞があり、その保存育成を目的に郷土芸能保存会が組織されている。この会は各町内の神楽会等15団体で組織され、町内外のイベントで発表するなど活動の範囲を広げている。また、これらの郷土芸能団体は地域に密着しており、子供からお年寄りまで同じ目標、目的により活動ができる良好な生涯学習の位置付けもされている。しかしながら、各団体の高齢化とともに担い手が不足しているため、各団体や地域コミュニティ及び小中学校と連携し、活動環境の支援や郷土芸能の継承に努める必要がある。また、町内の史跡や天然記念物などについて、保全活動を行ってきたが、史跡案内板や説明文表示板を含め老朽化が進んでいる。郷土の歴史や文化財を学校教育や生涯学習などの体験学習において有効活用するため、更なる保全活動が必要となっている。

横浜町の文化財

区分	名 称	指 定 年 月 日	指定区分
史 跡	岩倉不動尊	S. 58. 9. 20	町
史 跡	牛ノ沢館跡	S. 58. 9. 20	町
天然記念物	桧木在八幡神社海浜殖生自然林	S. 60. 3. 20	町
天然記念物	神明宮跡地大ケヤキ	S. 61. 8. 29	町
無形民俗	下北の能舞（横浜能舞保存会、吹越神楽会、豊栄平神楽会）	H. 元. 3. 20	国
無形民俗	横浜町の神楽（大豆田神楽会、鶴沢神楽会、有畠芸能保存会、桧木神楽会、浜田神楽会）	H. 4. 3. 11	県
無形民俗	横浜町の獅子舞（百目木神楽会、向平神楽会）	H. 4. 3. 11	県
天然記念物	横浜町のゲンジボタルおよびその生息地	H. 8. 5. 22	県
無形民俗	下北の能舞（塙名平神楽会）	H. 11. 2. 23	町
無形民俗	横浜町の獅子舞（浜町神楽会）	H. 11. 2. 23	町
無形民俗	横浜町の神楽（館町神楽会）	H. 14. 7. 9	町
無形民俗	横浜町の神楽（新丁神楽会）	H. 14. 7. 9	町
無形民俗	横浜町の南部手踊り	H. 14. 7. 9	町
有形文化財	八幡神社社殿	H. 30. 4. 1	町
無形民俗文化財	八幡神社神幸祭	H. 30. 4. 1	町

(2) その対策

A 郷土芸能の保存・育成を推進し、さらに活動の充実を図る。

B 文化財を身近にふれて楽しむことができる機会として、学校教育や生涯学習等の体験学習など、有効的な活用を図るために、文化財及び案内看板の整備を行う。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名		事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興等 施設等	(1)地域文化振興 その他		文化財案内板整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「横浜町公共施設等総合管理計画」に掲げる基本方針の「総量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間事業者や県、近隣自治体との連携」との整合を図りながら適切に実施するとともに、各「個別施設計画」の改正を行いながら、町民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設及びインフラの整備、維持管理、運営を行うことで持続的発展に努めるものである。

1.1. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

本町の人口は、上北郡7町村と比較すると、人口減少が最も顕著であり、高齢化率においても一番高く、周辺よりも比較的早く進んでいる。また、現在町で保有する公共的な施設は、昭和40～50年代に建てられたものが多く、これらの施設の多くが老朽化による改修が必要であるほか、施設の規模や立地条件などから、場合によっては施設の解体が必要となっている。このことを受けて、小・中学校を始めとして整理・統合による施設の再編を行っており、新たな施設の建設のほか、既存施設の改修による有効利用を図っている。しかしながら、解体が必要な施設も数多く存在しており、今後、より多くの事業費が必要となることから計画的な事業実施が求められている。さらに、本町は原子力発電施設に隣接し、町全域がUPZ(30km)圏内であることから、東日本大震災の教訓を生かし、住民が安全に避難するために必要な施設等の整備が必要である。

(2) その対策

- A 老朽化が進んでいる役場本庁舎及び周辺施設を、災害時にも対応できるよう整備する。
- B 町内の放射線防護対策施設の適切な維持管理を行い、要配慮者等の安全確保等を図る。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
その他地域の自立促進に関し必要な事項		バス車庫整備事業（設計、工事、監理）	町	
		役場庁舎車庫整備事業（設計、工事、監理）	町	
		役場庁舎内照明LED化事業	町	ソフト

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「横浜町公共施設等総合管理計画」に掲げる基本方針の「総量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間事業者や県、近隣自治体との連携」との整合を図りながら適切に実施するとともに、各「個別施設計画」の改正を行なながら、町民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設及びインフラの整備、維持管理、運営を行うことで持続的発展に努めるものである。

事業計画（令和3年度から令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
2.産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	第1次 産業 横浜地区水産物供給基盤機能保全基本計画策定事業 (百目木漁港、源氏ヶ浦漁港) 【内容】漁港内の浚渫工事等を行うための基本計画を策定する。 【必要性】暴風や季節風による波浪の影響で、港内に砂が流入するなど入港が困難になることにより、漁獲量が減少するため。 【効果】計画の策定により浚渫工事等の実施が可能となり、漁場が安定する。	町	浚渫工事により漁場が安定することで、漁業経営及び漁業生活の安定・向上が図られるとともに、将来の担い手が育成されるものであり、持続的発展に資するものである。
6.子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	児童 福祉 放課後児童クラブ送迎バス運行事業 【内容】放課後児童クラブを利用する児童のバス送迎をする。 【必要性】送迎が難しい共働きが多い子育て世代の児童や、遠距離の児童の支援を行うため。 【効果】児童の送迎を行うことにより、児童の安全確保と子育て世代の支援に繋がる。	町	児童の安全確保と子育て世代の支援が図られることにより、安定した子育て環境が整備されることから、持続的発展に資するものである。
		高齢者・ 障害者 福祉 福祉バス運行事業 【内容】移動が難しい高齢者が利用する公共交通施設へバス送迎をする。 【必要性】高齢者の外出機会や社会参加、生きがいづくりの向上を図るため。 【効果】外出機会の向上により、高齢者福祉の向上に繋がる。	町	外出機会が増えることで、高齢者が社会活動をはじめとする生きがいづくりに積極的に参加し、社会貢献を図ることができることから、持続的発展に資するものである。
		その他 旧保健センター解体事業 【内容】旧保健センターの建物を解体する。 【必要性】保健センターとしての機能を移したが、老朽化により建物が危険なため。 【効果】解体により、他用途での利活用が可能となり、さらには周辺住民への安全性の確保が図られる。	町	解体により建築部材の飛散を防止することで、周辺住民の安全確保や環境整備が図られることから、持続的発展に資するものである。
8.教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	義務 教育 横浜小学校児童送迎バス運行事業 【内容】小学校へ通学する児童のバス送迎をする。 【必要性】保護者の仕事や、遠距離などにより通学が難しい児童を支援するため。 【効果】保護者の身体的、経済的負担が軽減され、子どもたちの安全に繋がり、安心して子育てができるようになり、少子化の改善が図られる。	町	登下校に要する時間が短縮されることで、学習や部活動等の時間が確保され、将来を担う子どもたちの人材育成を図ることができる。また、保護者についても、身体的、経済的負担が軽減されることで少子化の改善が期待されることがから、持続的発展に資するものである。
		横浜中学校スクールバス運行事業 【内容】中学校へ通学する生徒をバス送迎する。 【必要性】保護者の仕事や、遠距離などにより通学が難しい生徒を支援するため。 【効果】保護者の身体的、経済的負担が軽減され、子どもたちの安全に繋がり、安心して子育てができるようになり、少子化の改善が図られる。	町	登下校に要する時間が短縮されることで、学習や部活動等の時間が確保され、将来を担う子どもたちの人材育成を図ることができる。また、保護者についても、身体的、経済的負担が軽減されることで少子化の改善が期待されることがから、持続的発展に資するものである。

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
9.集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	中学生海外体験学習事業 【内容】中学生の海外研修を行う。 【必要性】中学生の英語教育の充実を図り、国際社会に対応する人材を育成するため。 【効果】町の将来を担う子どもたちが外国文化に触れることで、学習意欲が向上し、国際社会に対応した人材育成に繋がる。	町	海外研修を継続して実施することで豊かな経験を持つ人材が増え、将来の地域発展に広い視野をもって貢献できる人材の育成に繋がることから、持続的発展に資するものである。
		旧有畠小学校体育館解体事業 【内容】旧小学校の建物を解体する。 【必要性】小学校としての機能を移したが老朽化により、建物が危険なため。 【効果】解体により他用途での利活用が可能となり、さらには周辺住民への安全性の確保が図られる。	町	解体により建築部材の飛散を防止することで、周辺住民の安全や教育環境の確保が図られることから、持続的発展に資するものである。
		旧大豆田小学校校舎・体育館解体事業 【内容】旧小学校の建物を解体する。 【必要性】小学校としての機能を移したが老朽化により、建物が危険なため。 【効果】解体により他用途での利活用が可能となり、さらには周辺住民への安全性の確保が図られる。	町	解体により建築部材の飛散を防止することで、周辺住民の安全や教育環境の確保が図られることから、持続的発展に資するものである。
9.集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	公共施設解体事業 【内容】老朽化した公共施設を解体する。 【必要性】老朽化により建物が危険なため。 【効果】周辺住民への安全性の確保が図られ、集落環境の向上に繋がる。	町	解体により建築部材の飛散を防止することで、集落の整備に加え、周辺住民の安全確保が図られることから、持続的発展に資するものである。